

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和7年2月4日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和7年2月4日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

## 1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一、村上 治、小林 克重、 西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

## 2 本日の欠席委員

なし

## 3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

## 4 本日の議案

日程第1 [議案第61号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第62号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第63号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の 証明書交付報告の件
日程第4 [議案第64号]	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

## 5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と土井 一憲委員の  
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、  
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく  
お願いします。  
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

## 日程第1

## 議案第61号

### 農地法第3条の規定による許可申請の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第61号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。

農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。

砂3丁目698は府立交野支援学校四條畷校の北側付近で、現況は、スクリーンのとおりです。

譲受人は大阪産スタートアカデミーや北河内アグリスクールを受講しており、法人の農業従事者として2年程度農作業に従事しております。農業経験を一定程度有しており、今回、個人として農業経営を行うべく、市の農地バンク制度に登録のあった当該農地の使用貸借権設定に至ったもので、イチジク、さつまいもの栽培を行う予定です。

なお、1月31日(金)午前10時00分から地区農業委員の中西会長と現地立会い調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件については私も現地見に行かせていただきましたが、農業経験もあり、草刈りもしてくれていますので、特段問題はないように思いました。なにかご意見ご質問はありませんか。

全委員  
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

## 日程第2

## 議案第62号

### 農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長  
事務局長  
事務局書記

議案第62号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。

農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。

市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。

番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字逢阪770-1、771は旧・阪神畜産の北側付近です。現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は落石対策事業用地です。

申請地は令和5年に台風が発生した際、譲受人が所有する隣接地から落石があり、除去後当該隣接地の法面に露出している石があったため、今後も申請地への落石が予測されたことから、申請地への進入を防止するためフェンスを設置し、維持管理として土地を取得するものです。雨水などは敷地内へ側溝を敷設し、隣接する水路へ放流します。

鋼製フェンス70m、側溝65mの設置となります。

今回の申請は、農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と考えられます。

2月3日(月)午後2時から地区農業委員の久門委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員 落石対策となっているが、どのようにして対策するつもりなのか。設置者は守口市となるのか。画面でいくと、落石する場所としては左側のところだけか。

久門委員 左側の斜面の中間あたりに杭があって、所有者は守口市。大きな岩があり、昨年台風の影響で、田んぼに落ちたが、それが危ないので、守口市が田んぼを買い取って、フェンスの設置と水路を作ると説明を受けた。

林委員 買い取らないといけないレベルの影響なのか。落ちていた石を撤去するだけではダメなのか。

久門委員 まだほかにも石があるので、その落下を防止するため。横に讃良川があるが、讃良川にも何個か石がおちている。山にも何個かあり危険性はある。山の斜面3～5メートルほど上側あたりが守口市との境界になっているが、石が境界をまたがっており、買取をしなければ、守口市が対策を打つことができないと説明を聞きました。

事務局 斜面にフェンスを立てることも守口市と業者は検討していたが、大きい石があるため、フェンスの破損の恐れがある。そうなれば、石とフェンスが田んぼに落ちてしまうことになってしまう。

林委員 その保障みたいなものか？

事務局 ある意味それに近い部分もあります。土地収用法では事業要件が該当しなかったため、石が落石後にスピードが弱まってフェンスに届かない場所で止まることを計算すると、おおよそ4～5メートルほど必要となる予定と聞き及んでいます。

村上委員 その山側に守口市の土地があるということか。

久門委員 焼却場からこの山までがそう。

林委員 これが讃良川の流域ですか。

久門委員 画面で見えるブロックの部分までが讃良川。

事務局 山際にある農地はここだけとなります。

議長 他になにかご意見等はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

### 日程第3 議案第63号

#### 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 議案第63号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記 それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年

に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3、No4をご覧ください。

中野三丁目135-6は市民総合センターの北側付近、中野新町760-6は福祉コミュニティセンターの北側付近でございます。

現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

#### 日程第4

#### 議案第64号

#### 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件

議長

議案第64号につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

令和元年10月に2市町において農業委員会関係者が農地法違反等により逮捕されるという事件があり(詳細は※①②)農林水産省より綱紀粛正の通知が発出されました。このことを受け、全国農業会議所から全ての農業委員会に対し、職責の再認識と法令違反の再発防止の申し合わせ決議を行うよう依頼がありました。このことから、四條畷市農業委員会におきましても農業委員会法第31条(※③)及び同法第33条(※④)を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保する決議内容となります。また、決議を保持するため年1回、同様の決議を議案として提出させていただきます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

法第31条と33条はどういう内容ですか。

事務局書記

農業委員会法第31条が議事参与の制限となっており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。となっております。農業委員会法第33条は議事録となっており、会長は農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公開しなければならない。となっております。

議長

他になにかご意見等はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長) 会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記